

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

改 正 案	現 行
C 個別ガイドライン Ⅲ 「有価証券をもって対価とする場合の公開買付け」の記載に関する取扱いガイドライン (1) 〔略〕 (2) その他 海外公開買付け（<u>令第12条第8号</u>に規定する海外公開買付けをいう。）のための募集（売出し）により、開示府令第19条第2項第1号又は第2号に基づく臨時報告書が提出された場合においては、有価証券届出書に準じて審査を行うものとする。この場合、対象となる株券等における有価証券届出書の必要性についても入念に審査を行うものとし、対象となると考えられる場合には、有価証券届出書の提出を求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。	C 個別ガイドライン Ⅲ 「有価証券をもって対価とする場合の公開買付け」の記載に関する取扱いガイドライン (1) 〔同左〕 (2) その他 海外公開買付け（<u>令第12条第7号</u>に規定する海外公開買付けをいう。）のための募集（売出し）により、開示府令第19条第2項第1号又は第2号に基づく臨時報告書が提出された場合においては、有価証券届出書に準じて審査を行うものとする。この場合、対象となる株券等における有価証券届出書の必要性についても入念に審査を行うものとし、対象となると考えられる場合には、有価証券届出書の提出を求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。